

坂和章平(弁護士)

大震災から一年半。復興まちづくりを目指して発足したまち協(まちづくり協議会)は神戸市内で一〇〇を超えた。「まちづくり条例」のなかった西宮市、芦屋市でも三・一七都市計画決定(九五年三月一七日)による区画整理地区では当然のようにまち協が結成された。

東灘区(神戸市)の森南地区は昨年四月八日にまち協が発足し「被災地を縦断する一七m道路はいらぬ」と区画整理事業の撤回を求め運動を展開した。

新長田駅北(神戸市長田区)の区画整理地区四二・六haは、二五街区で二一のまち協がある。その一つ、御屋敷六丁目は約一・五ha、一〇〇世帯のまち協だ。昨年五月この会議を傍聴した私は、その活動の素晴らしさに驚いた。そこでは、区画整理の都市計画決定の位置づけ、人的・金銭的補助のメリット、時間という観念の大切さ、地区内住民の意思の集約の仕方、共同化・協調化建替えの手法と意義等、区画整理で復興まちづくりを行う上で理解すべき各種テーマが適切にリーダーの下に語られ、整理されていた。

六甲道駅北や西(神戸市灘区)の区画整理地区のまち協は、各街区毎に自治会を母体として結成され、震災後一年の時点で住民案を提示した。

他方本年一月鷹取東地区(神戸市長田区)では、最大減歩率九%を標準九%と改めたことにより、まち協提案で決まった事業計画が一時凍結。更に本年七月森南地区では、最大減歩率二・五%とされた計画案の住民アンケートをめぐり、まち協会長の辞意表明など、まち協を核とする復興計画案の確定は一本調子には進んでいない。

私が顧問をつとめる芦屋中央地区のまち協は、事業計画をめぐる住民意思の集約に難航した。市の事業計画の対案を提示できず、結局まち協を通じて住民の意見すべてを提出するにとどまった。これを受け一部修正の最終案は、本年六月建設大臣の認可を受けたが、住民の意見は対立している。本年七月のまち協総会では、事業計画の内容の議論に入れず役員の責任追及論、いわば「内ゲバ」に終始した。

まち協の最大の意義は復興まちづくりの住民案を行政に提示できる点だ。行政もこれを尊重すると確約している。これは日本のまちづくり法制度上例外中の例外だが、まち協の民主的運営と内容のある住民案の提示は大変難しい。「小学生のホームルームにも劣る!」と私は酷評した。しかし土地所有者・借地人・借家人と権利関係もバラバラだし、収入・家族構成・地区への愛着度も違う。震災前格別の交際もなかった住民が「復興まちづくり」のテーマで集結し民主的討議を重ね、一つの結論を導く作業は困難だ。

各地区のまち協は震災後一年半、日夜この試行錯誤を繰り返し、六割以上で事業計画の合意ができた。「六割しかできない」のか「六割もできた」のかは見解の相違だが、私は後者をとる。傍観者ではなく「準」当事者としてまち協の活動をみれば「よくぞここまで」と言いたいからだ。

震災復興まちづくりは既に関東方面では「風化」していると聞く。いかに大きな震災でもその記憶は徐々に薄れるだろう。しかしまちづくりへの住民意思の集約、そのための手法としてまち協の結成と住民案の提示、このまち協方式によるまちづくりを全国に波及させることは可能だ。行政×住民の対立構造でまちづくりを把握せず、行政と住民が互いの役割を認識し果たす中で協働のまちづくりを目指すまち協への期待は大きい。

まち協方式は「まちづくりの新たな地平線を切り開くもの」(楽観的すぎ?)と願いつつ、悪戦苦闘する毎日だ。